（定價金二錢五厘）　第四千四百二十七號　明治二十八年十一月二日　（明治三十一年一月一日第三種郵便物認可）　（一面）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には海號評細なる商況物價の報告あり

明治廿八年十一月二日　土曜日
舊暦乙未九月十六日（癸、丑）

日出午前六時五分　入午後四時十四分
月出午前十時十四分　入午後四時二十七分
潮汐午前五時二十七分　午後五時十九分

（西暦一千八百九十五年）
年始より年末まで　三百二六日　五十九日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て還付を以て遞送する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦塩斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる書なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて最よく新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を充實するより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信員にさへ囑託すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し偶ま行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直ちに本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送致したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

商賈と文明士人

商賈の氣風次第に變化し素町人の手を去りて文明士人に歸するは自然の成行なれども其變遷甚だ遲々として容易に實を現はさゞりしに近來の風潮は次第に急にして數年前社會一變の時機到來せしものゝ如し文明士人の夫に著聞す可き所なり蓋し學者士流の人々は學問智識自から世間の第一流を占め政治上に社交上に勢力の盛なるにも拘はらず銅の商賈社會にのみ其地位勢力の微々として振はざりしは畢竟封建士族が金錢を賤んじ商賈を遠ざけて鄙吝を事ふを屑しとせず商賈は素町人の事なりとて自から手を下さゞりしが爲めなれども既に商業立國の世の中となり平和の商戰に實勢上の輸贏を競ふの大切なるは干戈の戰爭に勝敗を爭ふに異ならず國家の獨立に兵備の欠く可らざると同樣商賈に非ればは國を立つるゝと能はずとあれば商賈は既に士人の事業にして大に力を致さゞる可らず何を憚りてか徒に躊躇す可けんや若しも彼等にして一たび奮然として其衝に當るときは文明商業の振興固より難からず我輩の確かに保證する所なり彼等の先輩故老は嘗て鎖國攘夷の說を唱へ「飄天側海の勢」を以て一時國論を動かしながら天下の大勢は到底頑固一偏の攘夷論を以て制す可らざるを看破し一朝その非を悟るに及んでは忽ち文明日新の主義を執り開國の輿論遂に一世を風靡して三百年來の封建を破壞したり其勢力の非常なる驚く可し而して此士族の流亞たる今の文明士人は如何、士族と名くる階級的の勢力は既に見る可らずと雖も其精神は依然として滅びざるのみか更に新智識新思想を吸收して隱然文明の中心點となり社會に勢力を占むるは實際の事實にして掩ふ可らず或は士人の得意とする所は學問識見にあり高尚なる思想活潑なる意氣は自から政治上の事業にあぞ適當なれ商賈上には如何なる云はんかなれども今の商賈は文明の事にして其事に當る何の難きことの事なり文明の士人にして其事に當る何の難きことあらんや又或は商賈には自から商賈の秘訣あり支那人の無智無識を以てするも商賈營利の一點に於ては世界の文明國人に對し一歩も讓らざるを見ても知る可し機微隱約の間に自から士人の學ぶ可らざる極秘ありと云に乏しからず臨機應變の才は固より其長所にして彼の攘夷論と開國論との如き一たび利害を看破するときは飄然志操を一變して大勢に逆よの愚を爲さず世と共に推し移るの特性に富めるは從來の實驗に徵しても明白なれば既に商業立國の世の中に處して商賈の爲めに一身を役するの決心は只是れ一朝夕のみとのみ只從來の商賈社會は甚だ狹隘にして大に文明士人を容るゝの餘地なきを以て躊躇遲延今日に至りし次第なれども今や時機既に熟し大勢切迫して商賈社會に文明の才能使傾を待つゝと切なり商風一變の好機會正に是れ文明士人の大に力を試む可きの時なり我輩は嘗て其流の人々が維新革命の大業を成就したるの精神を以て更に商業革新の任に當り以て文明の業を全うせんことを希望するものなり

官報

○省令

陸軍省令第二十三號

臨時臺灣煙標建設部ニ於テ購入スル鐵造燈塔供給ノ競爭ニ加ハラントスル者ハ會計規則第六十九條ニ掲クル事項ノ外左ノ資格ヲ備フル者タルヘシ

明治二十八年十一月一日　陸軍大臣　侯爵大山巌

第一條　一箇年ニ付直接國稅七圓五十錢以上ヲ納ムル者
合名會社ニ在テハ其社員ノ直接國稅ヲ併算ス
合資會社株式會社ニ在テハ資本金三萬圓以上ノ拂込ヲ終リタルモノヲ以テ直接國稅ニ換フ

第二條　前條ノ外左ノ土地ヲ供用シ及工作機械ヲ有スル者
一　長六十尺幅三十尺高五十尺ノ機物ヲ容ルヽニ適ナル空地ノ工場ノ樣内若クハ其近傍ニ於テ供用シ得ル者但三十尺平方高五十尺ノ空地二箇所ヲ供用シ得ル者ニテモ妨ケナシ
二　一回一噸以上ノ鐵鎖ヲ解ク解ク得ル鑄爐ノ工場内ニ有スル者
三　長十四尺ノ鎚柱ヲ削リ得ル鑄鍛ノ裝置ヲ工場内ニ有スル者
四　輻五尺ノ鎚板ヲ曲ケ得ル板曲機械ヲ工場内ニ裝置セル者

陸軍省令第二十三號參照

勅令第六十號會計規則（明治二十二年五月一日官報）抄錄

第六十九條　工事又ハ物品供給ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ其工事又ハ物品ノ供給ニ二年以來從事スルコトヲ證明スヘシ

各省大臣ハ工事又ハ物品ノ性質ニ依リ必要アルトキハ前項ノ外特ニ省令ヲ以テ其競爭者ノ資格ヲ定ムルコトヲ得

工事又ハ物品賣買ノ競爭ニ加ハラントシ若クハ其契約ヲ結ハントスル者ハ現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ納ムヘシ

○告示

大藏省告示第八十三號

一軍事公債額面三萬圓

但發行價格證書額面百圓ニ付金百圓三十錢

右明治二十八年大藏省令第三號ニ據リ同年十月三十一日之ヲ發行セリ

明治二十八年十一月一日　大藏大臣　子爵渡邊國武

大藏省告示第八十三號參照

大藏省令第三號（明治二十八年十月四日）

明治二十七年法律第二十五號ニ據リ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例第六條第二項ノ方法ヲ以テ證書額面一千萬圓ヲ限リ蓮次軍事公債證書ヲ發行ス

此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債證書利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據スヘシ

法律第二十五號（明治二十七年十月二十四日官報）

清國及朝鮮國トノ交戰事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ一億圓ヲ限リ一箇年六朱以下ノ利子ヲ以テ無公債ヲ募集シ若クハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但募集借入ノ方法規約債書年賦其他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

勅令第六十六號整理公債條例（明治十九年十月十六日）抄錄

第六條第二項

大藏大臣ハ前項ノ手續ニ據ラス市場ノ時價ニ準シ整理公債證書ノ價格ヲ定メ臨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトヲ得但發行シタル證書ノ金額及價格ハ大藏大臣其發行ノ翌日之ヲ告示スヘシ

雜報

○金鵄勳章（十月卅一日敍勳卅一名）

陸軍工兵大佐從五位勳三等　藤井包總
陸軍一等監督正六位勳三等　北嶋信厚
敍功四級授金瑞勳章並授旭日中綬章（以上二名）
陸軍砲兵大佐正六位勳四等　前濱兒玉德太郎
陸軍工兵大佐從五位勳四等　伊藤知勝
陸軍步兵中佐正六位勳四等　今橋
敍功四級授金瑞勳章並授旭日小綬章（以上三名）
陸軍步兵中佐正六位勳四等　丸井政亞
陸軍步兵中佐正六位勳四等　湯地弘
陸軍步兵中佐正六位勳四等　安田宗直
陸軍砲兵中佐正六位勳四等　四宮信應
敍功四級授金瑞勳章並敍勳三等授瑞寶章（以上四名）
陸軍步兵少佐從六位勳五等　武田信賢
敍功四級授金瑞勳章並敍勳四等授瑞寶章
陸軍軍醫監正六位勳六等醫學博士　谷口謙
陸軍二等監督從六位勳六等　遠藤慎司
陸軍砲兵少佐從六位勳六等　鶴見數馬
陸軍二等軍醫正從六位勳六等　前田政四郎
敍功四級授金瑞勳章並授單光旭日章（以上四名）
陸軍二等軍醫正從六位　西鄕吉義
敍功四級授金瑞勳章並授瑞寶章
陸軍步兵少佐從六位勳四等　矢嶋爲三郎
敍功五級授金瑞勳章並授旭日章小綬章
陸軍一等軍吏從六位勳五等　岡忠順
敍勳五級授金瑞勳章並授雙光旭日章●
陸軍步兵少佐從六位勳六等　青木助次郎
陸軍工兵少佐從六位勳六等　蘆澤正勝
陸軍工兵少佐從六位勳六等　渡邊和雄
陸軍步兵大尉正七位勳六等　高濱順之
陸軍監督補正七位勳六等　知信
陸軍一等軍吏正七位勳六等　原要
陸軍一等軍吏正七位勳六等　石井
陸軍一等軍吏正七位勳六等　蛭間笑卿
敍功五級授金瑞勳章並授單光旭日章（以上七名）　陸軍步兵大尉正七位　竹内武

敍功五級授金瑞勳章

○兇徒嘯集罪には多數の兇徒嘯集罪には多數の兇徒嘯集罪には多數の